

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり酒匂川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

酒匂川漁業協同組合

小田原市桑原862-2先

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年6月1日

| 新 | | | 旧 | | |
|--|--------------------|--|---|--------------------|----------------|
| <p>1条～第2条（略）</p> <p>（漁具、漁法の制限）</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。 また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌（まき餌を含む。）を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>7 前項の場合を除き、リールを使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>8 次の表のア欄に掲げる<u>漁具、漁法によって遊漁をする場合、イ欄の期間中かつウ欄に掲げる区域でなければならない。</u></p> | | | <p>1条～第2条（略）</p> <p>（漁具、漁法の制限）</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。 また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌（まき餌を含む。）を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>7 前項の場合を除き、リールを使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>8 次の表のア欄に掲げる区域においては、<u>それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</u></p> | | |
| <u>ア 漁具・漁法</u> | <u>イ 期間</u> | <u>ウ 区域</u> | <u>ア 区域</u> | <u>イ 期間</u> | <u>ウ 漁具・漁法</u> |
| コロガシ シャクリ | 6月1日から 10月14日まで | 足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から上流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域 | 小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から下流の狩川の区域 | 6月1日から 10月14日まで | コロガシ シャクリ |
| | | 足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から上流の区域 | | | |
| | | 小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から上流へ南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端までの狩川の本流および支流の区域 | | | |
| | | 南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流 | | | |
| | | 東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流 | 6月1日から | コロガシ | |

| | | | | | |
|--------------------------------|---------------------|--|--|--------------------|---------------------------|
| | | 端から上流へ75メートルより上流の狩川の区域 | へ基点A・Bの直線までの区域 | 10月14日まで | シャクリ |
| | | 川音川、尺里川、皆瀬川、内川及び鮎沢川の本流および支流の区域 | 足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域 | 6月1日から 9月30日まで | コログシ シャクリ |
| | 10月1日から 10月14日まで | 足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域 | 足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域 | 6月1日から 9月30日まで | コログシ シャクリ |
| | | 足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域 | 酒匂川全域(支流を含む) | 3月1日から 5月31日まで | 毛針 但し、やまめ、いわな、にじますを除く |
| | 12月1日から 12月31日まで | 酒匂川全域(支流を含む) | | | |
| ルアー (あゆを対象とするもの) | 6月1日から 10月14日まで | 足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から下流の狩川の本流および支流の区域 | 足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端から上流及び小田原市桑原地先富士道橋橋脚上流端から下流の酒匂川の区域(支流を含む) | 6月1日から 10月14日まで | ルアー 但し、やまめ、いわな、にじますを除く |
| | 12月1日から 12月31日まで | 川音川本流の区域 | | | |
| | 10月1日から 10月14日まで | 足柄上郡山北町山北地先足柄橋橋脚下流端から下流へ足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端まで。 | | | |
| | 12月1日から 12月31日まで | 但し、内川、尺里川、皆瀬川を除く。 | | | |
| 毛針 (やまめ、いわな、にじます以外を対象とするもの) | 6月1日から 2月末日まで | 酒匂川全域(支流を含む) | | | |

基点A 小田原市東町四丁目 496 番口に設置した標識
基点B 小田原市西酒匂一丁目 1,653 番 12 に設置した標柱

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

| ア 魚種 | イ 区域 | ウ 期間 |
|------|--|---------------------|
| にじます | 足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域 | 10月20日から 1月31日まで |

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

| ア 魚種 | イ 期間 | ウ 時間 |
|-------|---|-----------------------|
| やまめ | 3月1日から10月14日まで | 日の出1時間前から 日没1時間後まで |
| いわな | 同上 | 同上 |
| にじます | 同上 但し、別記区域1においては1月1日から12月31日まで、 別記区域2においては3月1日から10月14日まで及び10月20日から1月31日まで | 同上 |
| あ ゆ | 6月1日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで、但し、基点E・Fの直線から上流の世附川、基点G・Hの直線から上流の中川川及び基点I・Jの直線から上流の玄倉川の全域においては、6月1日から10月14日まで | 同上 |
| う ぐ い | 1月1日から12月31日まで、但し、基点E・Fの直線から上流の世附川、基点G・Hの直線から上流の中川川及び | 同上 |

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

| ア 魚種 | イ 区域 | ウ 期間 |
|------|---|---------------------|
| にじます | 足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原先文命堤床止工上流端までの酒匂川本流の区域 | 10月20日から 1月31日まで |

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

| ア 魚種 | イ 期間 | ウ 時間 |
|-------|---|-----------------------|
| やまめ | 3月1日から10月14日まで | 日の出1時間前から 日没1時間後まで |
| いわな | 同上 | 同上 |
| にじます | 同上 但し、別記区域1においては1月1日から12月31日まで、 別記区域2においては10月20日から1月31日まで | 同上 |
| あ ゆ | 6月1日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで、但し、基点E・Fの直線から上流の世附川、基点G・Hの直線から上流の中川川及び基点I・Jの直線から上流の玄倉川の全域においては、6月1日から10月14日まで | 同上 |
| う ぐ い | 1月1日から12月31日まで、但し、基点E・Fの直線から上流の世附川、基点G・Hの直線から上流の中川川及び | 同上 |

| | | |
|------|---|--------|
| | 基点 I・J の直線から上流の玄倉川の全域においては、3月1日から10月14日まで | |
| おいかわ | 同 上 | 同 上 |
| ふ な | 同 上 | 同 上 |
| こ い | 同 上 | 同 上 |
| う なぎ | 同 上 | 時間制限なし |

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱
 基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱
 基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱
 基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱
 基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱
 基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域 1

足柄上郡松田町寄 5,571 番地先床固工（通称田代下床固工）天端下流端から下流へ同町寄 1,164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字銭窪 1,653 番地先堰堤（通称銭窪用水路取水堰堤）天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤（通称ねがらみ堰堤）天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力（株）落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

別記区域 2

足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端までの酒匂川本流の区域

（禁止区域）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域において遊漁してはならない。

(1) 小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ 120 メートル

| | | |
|------|---|--------|
| | 基点 I・J の直線から上流の玄倉川の全域においては、3月1日から10月14日まで | |
| おいかわ | 同 上 | 同 上 |
| ふ な | 同 上 | 同 上 |
| こ い | 同 上 | 同 上 |
| う なぎ | 同 上 | 時間制限なし |

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱
 基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱
 基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱
 基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱
 基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱
 基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域 1

足柄上郡松田町寄 5,571 番地先床固工（通称田代下床固工）天端下流端から下流へ同町寄 1,164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字銭窪 1,653 番地先堰堤（通称銭窪用水路取水堰堤）天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤（通称ねがらみ堰堤）天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力（株）落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

別記区域 2

足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原地先文命堤床止工上流端までの酒匂川本流の区域

（禁止区域）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる区域において遊漁してはならない。

(1) 小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ 120 メートル

まで及び同堰堤天端上流端から下流へ東海道本線鉄橋橋脚下流端までの区域。

(2) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工堰堤天端上流端から上流へ10メートルまで及び同頭首工天端上流端から下流へ85メートルまでの区域。

(3) 足柄上郡山北町平山地先東京電力(株)内山発電所取水堰堤魚道天端上流端から下流へ55メートルまでの区域

(4) 南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流へ35メートルまでの区域

第6条～第11条(略)

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和6年6月1日から施行する。

まで及び同堰堤天端上流端から下流へ東海道本線鉄橋橋脚下流端までの区域。

(2) 足柄上郡開成町吉田島地先栢山頭首工堰堤天端上流端から上流へ10メートルまで及び同頭首工天端上流端から下流へ85メートルまでの区域。

(3) 足柄上郡山北町平山地先東京電力(株)内山発電所取水堰堤魚道天端上流端から下流へ55メートルまでの区域

(新設)

第6条～第11条(略)

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。